

副本

訴 状

令和 3 年 4 月 26 日

那覇地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

大 井

琢

同

中 村

昌 樹

代

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求事件

訴訟物の価額 480万円（算定不能）

貼用印紙額 2万9000円

第1 請求の趣旨

- 1 原告らが、平成30年12月20日直接請求された石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求原因

1 当事者

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票（以下、「本件住民投票」という。）において投票することができる地位を有する者は、「本市において選挙権を有する者」（石垣市自治基本条例28条1項。以下、同条例を「本件自治基本条例」という。甲1）であり、原告らは、いずれも、石垣市において選挙権を有する者である。

2 住民投票実施を求める直接請求

平成30年10月31日からの1か月間で石垣市民（以下、「市民」という。）らが本件自治基本条例28条1項に定める住民投票請求の要件である「選挙権を有する者」の4分の1（25%）を超える3分の1以上（約37%）の1万4263筆という数の有効署名を集め、平成30年12月20日、石垣市長（以下、「市長」という。）に対し、本件住民投票の実施を求める直接請求を行った（以下、「本件請求」という）（甲2）。

しかし、市長は、現在に至るまで、本件住民投票を実施しようとはしない。

3 石垣市自治基本条例28条の規定及び「逐条解説」の有権解釈

本件自治基本条例28条は、1項において、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、4項にお

いて、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と定める（甲1）。

なお、地方自治法74条1項は、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。」と定めている。

本件自治基本条例は平成22年4月1日に施行されたところ、
石垣市は、その施行前に「逐条解説」（甲3）を作成した。
平成21年4月23日から同年5月22日まで行われたパブリックコメントの実施にあたっても使用されたものであり、石垣市が
本件自治基本条例の「有権解釈」を示したものである。

この「逐条解説」においては、住民からの住民投票請求手続きに関する本件自治基本条例28条1項及び同条4項（なお、平成28年3月7日の本件自治基本条例改正により男女共同参画の推進を定めた条文が25条として追加されたため、当該条文は制定時の27条から28条へと繰り下がられたが、文言は全く同じである。）について、

「住民投票に関する住民からの請求手続き、議員及び市長の発議について定めたものです。」「第1項は、本市に選挙権のある者（有権者）が、地方自治法74条（住民の条例制定改廃請求権）に基づくものの1つとして、『○○の住民投票条例』の制定について請求できることを定めています。市民はその代表者が市から認定を受け、1か月以内に市内の有権者の4分の1の連署を集め、市長に提出します。請求を受けた市長は、先ず選挙管理委員会により連

署内容の有効無効の審査を経て、有効の場合、議会に付議するとともに、付議するにあたって意見を付することができます。」

「第4項は、第1項の規定による市民からの請求を拒むことができず、その請求があった場合は、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならないことを定めています。」

と解説されている。このように石垣市の有権解釈たる逐条解説において明確に述べられているとおり、本件自治基本条例28条1項及び同条4項は、市民の権利（請求権）を定め、市長の住民投票の実施義務を課した権利創設規定にはかならない。

以上のことからすれば、本件自治基本条例28条1項における市民による住民投票請求の手続は、地方自治法74条の直接請求の方式で行うことが予定されており、本件請求は、地方自治法74条の直接請求の方式で行われているのであるから、本件自治基本条例28条1項の予定している手続ないし要件を満たしており、市長は、この請求を受けて、議会に付議した後、例え議会がその条例案を否決したとしても、同条4項に基づき住民投票を「実施」しなければならない義務がある。かかる「実施」義務があることは、本件自治基本条例28条の文理解釈からしても、石垣市の有権解釈として示された逐条解説の内容からしても、明らかである。そして、同条4項は、市長は「議会に付議する」という当然のことを定めたものでもなく、かつ、「議会」や「各市議会議員」の「条例案可決の努力義務」を定めたものでもないこともまた、明らかである。

4 憲法92条、憲法94条に適合する解釈が必要なこと

市長は、平成31年の市議会6月定例会において、市議会議員か

らなされた「逐条解説では、地方自治法に基づき請求し、4分の1を超えたたら、市長に実施義務があるという見解です。まだ、この署名は生きている。市長に実施義務があると考えますが、市長の見解は。」との質疑に対し、「署名は地方自治法で集められた。途中から自治基本条例に振り替えることは当たらない。」と答弁していた（甲4）。

しかし、既に述べたとおり、本件自治基本条例28条1項の市民による住民投票請求の手続は、地方自治法74条の直接請求の方式で行うことが予定されている。

本件自治基本条例28条1項及び同条4項は、法令である以上、法令の上位法である憲法に適合する解釈、具体的には、憲法92条、及び憲法94条の各規定に適合するように解釈されなければならぬことは言を俟たない。

この点、本件自治基本条例に基づく市民による住民投票の直接請求の方式を地方自治法74条の条例制定請求の方式に連結した設計とすることは、憲法94条が保障する地方自治体の条例制定権の範囲内にあるものであって、憲法に適合するものである。

他方、本件自治基本条例28条1項に基づいた住民投票の直接請求が議会の否決で効力を失う、つまり、本件自治基本条例28条4項における住民投票の実施にあたって個別の住民投票実施条例が必要である、とする解釈は、憲法に適合しない解釈であることは明らかである。

なぜなら、このような解釈は、地方自治法74条1項で認められた住民の権利を著しく制限するものとして、憲法92条の「地方自治の本旨」の重要な要素たる住民自治に反するものであるからである。そればかりか、憲法94条において定められた「法律の範

囲内」での条例制定権を逸脱する解釈となり、同条にも明らかに反する憲法違反の解釈となるからである。

5 制定過程及び立法経緯からして個別の住民投票条例の制定を要しないこと

既に述べたとおり、本件自治基本条例28条1項及び同条4項は、文理解釈及び石垣市の有権解釈として示された逐条解説からしても、権利創設規定であることは明白である。

そして、本件自治基本条例28条4項は、制定過程及び立法経緯からしても権利創設規定であることが明らかである。

以下、詳述する。

まず、本件自治基本条例の制定過程については、別紙1「石垣市自治基本条例制定過程」のとおり、それまでの条例や各種計画に比べても非常に丁寧な過程を経て制定されている。市民の請求による住民投票の実施義務に関する規定である本件自治基本条例28条1項及び同条4項は、このような非常に丁寧な過程を経て制定されたものである。

次に、本件自治基本条例28条1項及び同条4項の立法経緯は、次のようなものである。

すなわち、石垣市自治基本条例は、当初、石垣市事務局案という素案が策定され、この事務局案を基に、公募された一般市民などを構成委員とする市民検討会議による検討等を経て策定されたものであるところ、当初、石垣市自治基本条例に基づく住民投票請求について、事務局案においては、地方自治法74条に基づく住民投票条例の制定請求（直接請求）を単に確認するもの（確認型）であった（甲5）。

その後、市民検討会議において「法定事項の 50 分の 1 以上の連署では請求することに留まることから、50 分の 1 以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の 1 以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という案が提案され、事務局側は、この意見を加味し、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の 4 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と事務局案を変更し、さらに、新たに、「市長は、第 1 項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。」とする 4 項を追加する改訂案を作成した（甲 5）。

この点、地元の新聞社である八重山毎日新聞も、「住民投票請求要件 有権者の 4 分の 1 に」、「市自治基本条例素案 検討会議がハードル上げる」、「市長に実施義務」、「結果尊重に『議会』追加」との見出いで、「住民投票について請求要件を厳しくする一方、請求のあった場合の実施義務を市長に課す案をまとめた。」、「市民検討委員会は 4 分の 1 以上とハードルを高く設定し、請求のあった場合に『市長は住民投票を実施しなければならない』と義務を課す条項を追加した。」とし、この市民検討会議の提案に沿って、厳格な要件を満たした市民の請求があった場合、市長に住民投票の実施義務を課す素案が追加されたことを大きく報じている（甲 6）。

それを受けた学識経験者等から構成される自治基本条例策定審議会は、この市民検討委員会の提案に対して、何ら異論や反論もなく採用した上で、「第 4 項中住民投票の前に『所定の手続きを経て』の文言を挿入した方が理解しやすい。」との意見を述べ、本件自治

基本条例 28 条 4 項は、「市長は、第 1 項の規定による請求があつたときは、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならない。」という現在の条文となった（甲 1，及び甲 7）。

その後、市議会議員で構成される本件自治基本条例審査特別委員会が 10 回開催された。同委員会で報告された本件自治基本条例に関するアンケート（石垣市が市内 13 カ所で実施し、市民 321 人が回答したものである）においても、住民投票について「本市の将来を左右する重要なことは住民投票で決めるべきである。」が 85 % を占め、「必要な事項は全て議会で決めるべきである」はわずか 7 % であった（甲 8）。そして、同委員会においても本件自治基本条例 28 条 1 項及び同条 4 項に対する異論や反論は出されず、本件自治基本条例が可決された平成 21 年 12 月 18 日の市議会本会議においても、同様に、異論や反論は出されなかった。

以上が、本件自治基本条例 28 条 1 項及び同条 4 項の立法経緯である。

以上のような制定過程に照らしても、本件自治基本条例 28 条 1 項及び同条 4 項は、市長に住民投票の実施義務を課す権利創設規定にほかならない。本件自治基本条例 28 条 1 項に基づいた住民投票の直接請求が議会の否決で効力を失う、つまり、本件自治基本条例 28 条 4 項における住民投票の実施にあたって個別の住民投票実施条例が必要である、とする解釈は、憲法に適合しない解釈であるばかりか、市民の法解釈の予測可能性を犠牲にし、市民の権利を著しく侵害するもので、断じて許されない。

6 市長らの答弁においても権利創設規定であることを明白に認めていること

実際、本件自治基本条例 28 条 4 項の「所定の手続き」について、平成 28 年 10 月 8 日までに八重山毎日新聞社の記者が石垣市を取材した際に、石垣市が書面において回答している（甲 9）。この事実は、同新聞の 1 面で大きく「条例なしで実施可能」との見出しが報じられ、市が、「議会の議決を必要とする条例の制定は含まれていない」、「その数の署名が集まれば、市議会に諮ることなく、必ず住民投票を実施するというもの」と回答したことが報じられている。

そして、前記の石垣市の回答において、石垣市は、「所定の手続き」とは、住民投票を実施する上で必要となる「選挙管理委員会への事務委託、住民投票の形式確認、投票用紙の記載方法、投票日の設定など。条例は不要」と明確に回答している（甲 9）。つまり、石垣市は、前記の石垣市の回答において、必ずしも個別の住民投票実施「条例」制定を要せず、市長による個別の住民投票実施「規則」の制定によるものでも十二分に可能であることを明確に述べているのである。

この点、市長自身も平成 30 年の市議会 9 月定例会において、市議会議員の質疑における本件自治基本条例とは別の常設の住民投票条例の制定要求に対し、「その第 28 条の 4 項に、『市長は、第 1 項の規定による請求があったときは、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならない』と書いてあるわけです。ならないと、やらなければならないと書いてあるわけです、4 分の 1 以上が集まれば。当然、そのときの住民投票の内容については、何を問うものか、どういった人を対象とするものか、そういうものは、規定を作らなければならないと思うんですが、議員がおっしゃっている常設条例をつくれという意味は、大変申し訳ないです。私、全

く理解ができないと。」と答弁し（甲10），本件自治基本条例とは別に，常設の住民投票条例を制定する必要はなく，本件自治基本条例28条1項及び同条4項の規定が市長の住民投票実施義務を課した権利創設規定であることを認めている。

同時に，この市長の答弁は，逐条解説の記載にもあるとおり，市民が提出した条例案を市長は議会に付議し，まずは，予算審議とともに条例の成立を求めるが，例え議会が否決したとしても市長は住民投票を実施する義務があり，それが個別の規則制定等により可能であることも認めているものにほかならない。

このことは，同定例会（平成30年の市議会9月定例会）において，市企画部長が「基本条例に基づく事務細則にかかる規則の制定によりまして，むしろ規則による手続上の事務作業を行うほうが，むしろ議員提案の常設よりはフットワークが軽く，その住民投票の要求に即対応できるのが，規則改正（代理人注：制定の誤りだと思われる。）に伴う運用だと思っています。」（甲10）と，常設の住民投票条例のみならず，本件自治基本条例28条1項及び同条4項に基づく住民投票実施のための事務細則にかかる常設の規則の制定も不要であると答弁していることからも明らかである。

これらの答弁は，個別の規則の制定により自治基本条例28条1項に基づいた住民投票の実施が可能であるとの認識を示したものというべきものである。

以上のことから明らかなどおり，市長らの答弁においても，本件自治基本条例28条1項及び同条4項が権利創設規定であることを認めている。

なお，市長は住民投票実施のための経費支出の執行に関して，補正予算が必要であれば，これを議会に付議する。議会が補正予算を

否決したとしても、市長は理由を示してその経費及びこれに伴う収入を再議に付さなければならず（地方自治法177条1項），それでも議会が補正予算案を否決した場合，市長は，その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出（いわゆる「原案執行」）できる（地方自治法177条2項）。そして，既に述べたとおり，本件住民投票28条1項における直接請求の要件を満たした住民投票の実施請求がなされ，同条4項による市長の住民投票の実施義務が生じているのであるから，市長には，住民投票実施義務を果たすための経費支出の原案執行の義務（その前提としての経費等を再議に付す義務）があることもまた明らかである。

7 本件自治基本条例の条文間の整合的解釈からしても権利創設規定であること

まず，本件自治基本条例28条2項及び同条3項が「条例」という文言を用いているのに対して，本件自治基本条例28条4項は，「条例」という文言を用いず，「所定の手続き」という文言を用いている（甲1）。

次に，本件自治基本条例28条4項は，第8章「参画及び協働」に規定されているところ，本件自治基本条例42条3項は，「この条例の第7章から第16章に定める施策の推進に関して，必要な事項は別で定める。」としており，「条例」に限らず「規則」の制定の委任を含め，「必要な事項は別で定める」と規定している（甲1）。

以上の本件自治基本条例の条文間の整合的解釈からしても，別紙2のとおり，本件自治基本条例28条1項及び同条4項の規定は，個別の住民投票実施条例の制定がなくとも，市長に対し，住民投票実施を義務付けた権利創設規定であることは明白である。

8 結語

よって、原告らは、行政事件訴訟法4条に基づき、請求の趣旨記載のとおりの判決を求める。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

付属書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲号証写し 各1通
- 3 訴訟委任状 3通

別紙

当事者目録

〒

原告 金城 龍太郎

〒

原告

〒

原告

〒904-2143 沖縄県沖縄市知花6丁目11番39号

そよかぜ法律事務所（送達場所）

原告ら訴訟代理人弁護士 大井 琢

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち4-10-38

スカイガーデンビル3階

新都心法律事務所

原告ら訴訟代理人弁護士 中村 昌樹

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地

被告 石垣市

被告代表者市長 中山 義隆

別紙1

石垣市自治基本条例制定過程

年	月日	内容	備考
2007年 (平成19年)	2月13日	◆庁議において、「石垣市自治基本条例制定に向けた取り組み」を決定	
	2月16日	◆「石垣市自治基本条例策定推進委員会設置要綱」を制定し、策定推進委員には庁議メンバーで構成。またワーキングスタッフは補佐級以下で構成。	
	2月23日	◆石垣市長「石垣市自治基本条例策定宣言」、市民協働で創りあげていくことを宣言。 記者懇談会にて条例策定宣言を発表。ホームページ等にも掲載	平成19年2月24日八重山毎日新聞
	2月26日	◆第1回策定推進委員会 ①設置要綱説明 ②策定フロー及びスケジュール説明 ③条例制定の目的等説明 庁議室	会次第
	3月1日	◆本市ホームページに「石垣市自治基本条例策定宣言」を掲載し、策定宣言や取り組み等について広く周知を図るとともに透明性を高める。	
	3月2日	◆第1回ワーキング開催 ①推進委員長挨拶 ②設置要綱説明 ③策定フロー及びスケジュール説明 ④条例制定目的 ⑤チーフ選出(前花宏明)	ワーキング会議(要旨)
	3月16日	◆第2回ワーキング開催 ①チーフ挨拶 ②他市町村の条例内容を研究	ワーキング会議(要旨)
	3月26日	◆自治基本条例講演会開催 講師:琉球大学 教育学部 教授 島袋 純氏 場所:第1・第2会議室 参加者約40人	
	3月27日	◆第3回ワーキング開催 琉球大学 島袋純教授によるKJ法によるワークショップ	
	5月17日	◆第4回ワーキングの開催 ①チーフ挨拶 ②「石垣市自治基本条例審議会設置条例」について(6月議会提案) ③「石垣市自治基本条例をつくる市民検討会議設置要綱」について ④「自治基本条例検討市民会議委員の公募に関する要綱」について⑤公募委員応募要領について ⑥自治基本条例骨子の検討(他市の状況比較)	ワーキング会議録
	5月24日	◆「自治基本条例検討市民会議委員の公募に関する要綱」を制定	
	5月25日	市民検討公募委員募集	
	5月28日	◆「石垣市自治基本条例をつくる市民検討会議設置要綱」の制定	
5月25日 ～ 6月30日	◆市民検討公募委員募集 (5/25～6/30) ◆ホームページ及び市広報紙へ公募委員の募集を周知		
	6月8日	◆第5回ワーキング開催 ①条例骨子案(条例に盛り込みたい項目)	ワーキング会議(要旨)

石垣市自治基本条例制定過程

年	月日	内容	備考
	6月22日	◆第6回ワーキング開催 ①自治基本条例策定推進委員会設置要綱の一部改正について ②自治基本条例構成(案)について ③自治基本条例素案(たたき台)について	ワーキング会議(要旨)
	7月19日	◆第7回ワーキング開催 ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	ワーキング会議録(要旨)
	8月1日	◆第8回ワーキング開催 ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	ワーキング会議録(概要)
	8月23日	◆第9回ワーキング開催 ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	ワーキング会議録(概要)
	9月7日	◆第10回ワーキング開催 ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	ワーキング会議録(概要)
	9月21日	◆第11回ワーキング開催 ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	ワーキング会議録(概要)
	10月23日	◆第12回ワーキング開催 ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	ワーキング会議録(概要)
	12月7日	◆「自治基本条例」中に盛り込むべき条項(議会に関する条項)を議会においてあらかじめ議論していただくため議会へ資料提供	
	12月20日	◆第13回ワーキング開催 ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	
2008年 (平成20年)	1月18日	◆第14回ワーキング開催 ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	
	1月21日	◆第2回策定推進委員会 庁議室 ①ワーキングにおける取り組みの経緯 ②ワーキングにおける自治基本条例素案(たたき台)の検討	会次第
	1月25日	◆第1回市民検討会議 10:00～12:00 石垣市役所 第2会議室 ①委嘱状交付 ②座長・副座長の互選 座長:鹿川幸祐氏 副座長:小底拓子氏選出 ③今後のスケジュールについて ④「自治基本条例」について副市長より講話	市民検討会議会の検討経過
	2月2日 ～ 2月6日	新聞寄稿(5回連載、Q&A含む) まちのことを一緒に考えてみませんか	
	2月4日	◆第15回ワーキング開催 ①第2回策定委員会の報告 ②市民検討会議の報告 ③市民検討会議へワーキングスタッフからの出席員について ④自治基本条例素案(たたき台)の検討	
	2月6日	◆第2回市民検討会議 10:00～12:00 石垣市役所 第2会議室 ①石垣市はどういうところ!について概要説明 ②自治基本条例素案(たたき台)の検討 目的・用語の定義 基本理念と基本原則 市民の権利 自治体基本条例ニュースチラシ配布(来庁者用) 石垣市副市長が石垣ロータリーラブにて講話(自治基本条例のすすめ)	市民検討会議論点整理
	2月8日 ～ 2月13日	新聞にて啓発(市民が主役のまちづくり) ワーキングチームのメッセージ	

石垣市自治基本条例制定過程

年	月日	内容	備考
	2月18日	◆第16回ワーキング開催 ①第2回市民検討会議の報告(論点整理) ②自治基本条例素案(たたき台)の検討	
	2月19日	◆第3回市民検討会議 10:00~12:00 石垣市役所 議員協議会室 ①第2回市民検討会議の論点整理 ②自治基本条例素案(たたき台)の検討 市民の責務 事業者等の権利 事業者等の責務	市民検討会議論点整理
	2月26日	◆第17回ワーキング ①第2回市民検討会議の報告(論点整理) ②前文(たたき台)案の検討 ③自治基本条例素案(たたき台)の検討	
	3月27日	◆第4回市民検討会議 10:00~12:00 石垣市役所 第2会議室 ①第3回市民検討会議の論点整理 ②自治基本条例素案(たたき台)の検討 市長の責務 執行機関の連携及び協力 職員の責務 総合計画 行政手続	市民検討会議論点整理
	4月9日	第4回までの市民検討会審議内容の新聞掲載	
	4月15日	◆第5回市民検討会議 10:00~12:00 石垣市役所 議員協議会室 ①第4回市民検討会議の論点整理 ②自治基本条例素案(たたき台)の検討 総合計画 市民からの意見及び要望 説明責任 行政評論 健全な財政運営	市民検討会議論点整理
	4月16日	第5回までの市民検討会審議内容をホームページにて啓発。以降回ごとの内容を掲載。	
	4月17日	◆第18回ワーキング ①第4回市民検討会議の報告(論点整理) ②第5回市民検討会議の報告(論点整理) ③自治基本条例素案(たたき台)の検討	
	4月22日	◆第19回ワーキング ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	
	5月1日	◆第3回策定推進委員会 庁議室 ①ワーキングにおける取り組みの経緯 ②市民検討会議の状況報告 (論点整理 第2回~第5回) ③ワーキングにおける自治基本条例素案(たたき台)の検討	会次第
	5月20日	◆第6回市民検討会議 10:00~12:00 石垣市役所 議員協議会室 ①第5回市民検討会議の論点整理 ②自治基本条例素案(たたき台)の検討 審議会等 組織 意見公募手続 情報の公開及び共有 個人情報の保護	市民検討会議論点整理

石垣市自治基本条例制定過程

年	月日	内容	備考
	5月23日	◆第20回ワーキング ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	
	6月3日	◆第21回ワーキング ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	
	6月5日	◆第7回市民検討会議 10:00～12:00 石垣市役所 議員協議会室 ①第6回市民検討会議の論点整理 ②自治基本条例素案(たたき台)の検討 保健、医療及び福祉の充実 防犯及び交通安全の推進 危機管理	市民検討会議論点整理
	6月13日	◆第22回ワーキング ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	
	6月20日	◆第23回ワーキング ①自治基本条例素案(たたき台)の検討	
	6月27日 ～ 6月29日	市民検討委員4名、新聞寄稿(個性豊かなまちづくりに向けて)	
	7月8日	◆第4回策定推進委員会 14:00～ 第2会議室 ①ワーキングにおける取り組みの経緯 ②市民検討会議の状況報告 (論点整理 第6回～第7回) ③ワーキングにおける自治基本条例素案(たたき台)の検討(第29条～第37条)	会次第
	7月11日	◆第8回市民検討会議 10:00～12:00 石垣市役所 議員協議会室 ①第7回市民検討会議の論点整理 ②自治基本条例素案(たたき台)の検討 参画及び協働の推進 住民投票 住民投票の請求及び発議 (法定時効の50分の1以上の連署では請求することに留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直性住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい。)	市民検討会議論点整理 (甲5号証 13頁乃至14頁)
	8月3日	市民検討委員1名、新聞寄稿(住みよいまちをつくるために)	
	8月6日	◆第9回市民検討会議 10:00～12:00 石垣市役所 議員協議会室 ①第8回市民検討会議の論点整理 ②自治基本条例素案(たたき台)の検討 市議会の責務 議員の責務 住民からの意見及び要望等	市民検討会議論点整理
	8月11日	「住民投票請求要件 有権者の4分の1に」、「市自治基本条例素案 検討会議がハードル上げる」「市長に実施義務」「結果尊重に『議会』追加」の見出し 住民投票について請求要件を厳しくする一方、請求のあった場合の実施義務を市長に課す案をまとめ、市民検討委員会は、4分の1以上ハードルを高く設定し、請求のあった場合に『市長は住民投票を実施しなければならない』と義務を課す条録を追加した。	平成20年8月13日八重山毎日新聞 (甲6号証)

石垣市自治基本条例制定過程

年	月日	内容	備考
	8月12日	◆市民検討会議において検討した「議会に関する条項(案)」を議会においても議論していくため議長あて送付。	
	8月21日	◆第10回市民検討会議 10:00～12:00 石垣市役所 議員協議会室 ①第9回市民検討会議の論点整理 ②自治基本条例素案(たき台)の検討 自然環境と風景の保全 コミュニティ活動の推進	市民検討会議論点整理
	9月10日	◆第11回市民検討会議 10:00～12:00 石垣市役所 議員協議会室 ①第10回市民検討会議の論点整理 ②自治基本条例素案(たき台)の検討 文化の継承	市民検討会議論点整理
	9月30日	◆第12回市民検討会議 10:00～12:00 石垣市役所 議員協議会室 ①第11回市民検討会議の論点整理 ②自治基本条例素案(たき台)の検討 文化の承継 国及びほかの地方公共団体との協力 平和活動及び国際交流の推進 条例の位置付け 条例の見直し	市民検討会議論点整理
	10月16日	◆第13回市民検討会議 10:00～12:00 石垣市役所 第1会室 ①第12回市民検討会議の論点整理 ②前文の検討	市民検討会議論点整理
	11月6日	◆第14回市民検討会議 10:00～12:00 石垣市役所 第1委員会室 ①第13回市民検討会議の論点整理 ②前文の検討	
	11月13日	◆自治基本条例をつくる市民検討会議 市長へ提言(報告) 石垣市長が石垣市自治基本条例策定審議会に諮問	
	11月14日	市民検討会議から条例素案が提言された(新聞にて内容啓発)	
	11月28日	◆第1回自治基本条例策定審議会 15:00～ 石垣市役所 第2議会室 ①委嘱状交付 ②会長・副会長の選出 ③諮問 ④講話 ⑤議事 これまでの経過説明 今後のスケジュール	第1回自治基本条例策定審議会次第
	12月9日	◆第2回自治基本条例策定審議会 13:30～15:30 石垣市役所 第2議会室 ①自治基本条例素案(市民検討会議後)の審議	審議会論点整理
	12月23日	ケーブル放送(みんなが主役のまちづくり)	
2009年 (平成21 年)	1月9日	◆第3回自治基本条例策定審議会 15:00～17:00 石垣市役所 第2議会室 ①自治基本条例素案(市民検討会議後)の審議	審議会論点整理
	1月29日	◆第4回自治基本条例策定審議会 15:00～17:00 石垣市役所 第1議会室 ①第3回自治基本条例策定審議会の論点整理 ②自治基本条例素案(市民検討会議後)の審議	審議会論点整理
	2月18日	◆第5回自治基本条例策定審議会 15:30～17:30 石垣市役所 3階 第1委員会 室 ①第4回自治基本条例策定審議会の論点整理 ②自治基本条例素案(市民検討会議後)の審議	審議会論点整理

石垣市自治基本条例制定過程

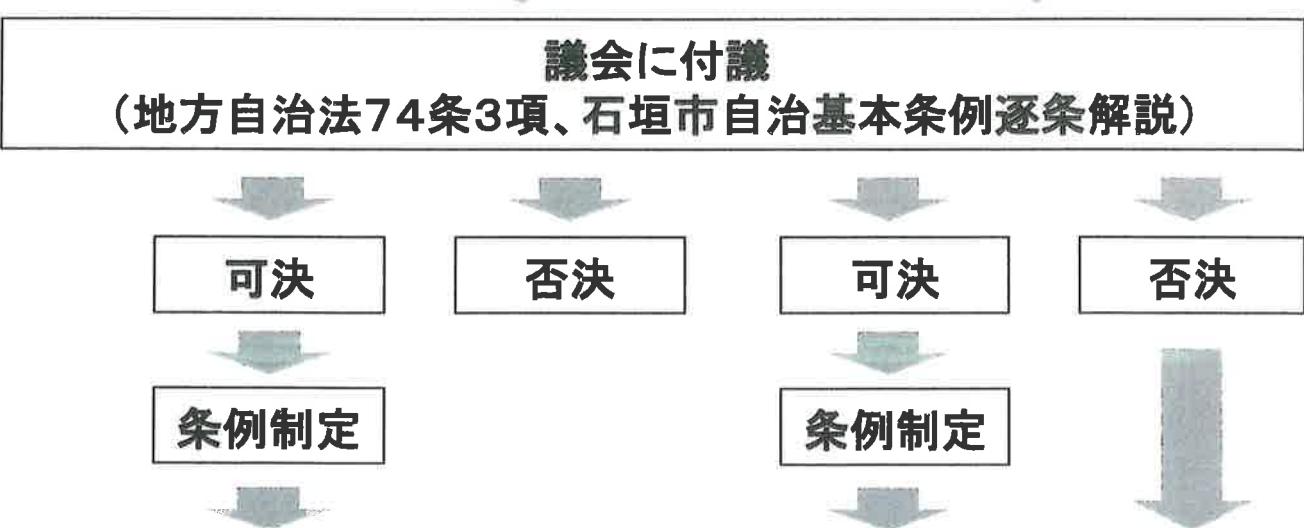
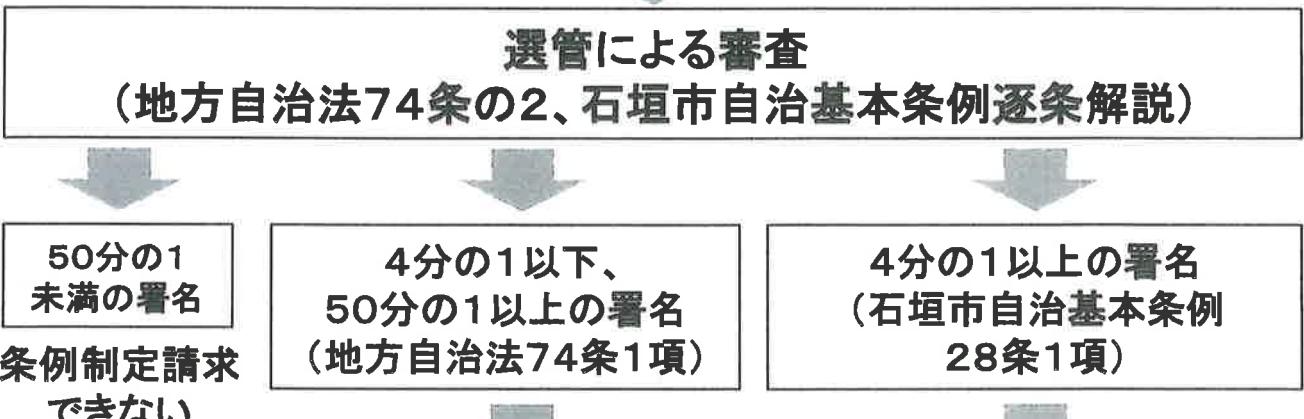
年	月日	内容	備考
	2月24日	◆第6回自治基本条例策定審議会 10:00～12:00 石垣市役所 2階 第2議会室 ①第5回自治基本条例策定審議会の論点整理 ②自治基本条例素案(市民検討会議後)の審議	審議会論点整理
	3月3日	◆第7回自治基本条例策定審議会 15:00～17:00 健康福祉センター 1階第研修室 ①第6回自治基本条例策定審議会の論点整理 ②自治基本条例素案(市民検討会議後)の審議 「第4項中住民投票の前に「所定の手続きを得て」の文言を挿入した方が理解しやすい」との意見が出る。	審議会論点整理 (甲7号証)
	3月9日	◆第8回自治基本条例策定審議会 13:30～15:30 石垣市役所 2階 第1議会室 ①第7回自治基本条例策定審議会の論点整理 ②自治基本条例素案(市民検討会議後)の審議	審議会論点整理
	4月7日	◆第9回自治基本条例策定審議会 10:00～12:00 石垣市役所 第2議会室 ①前回の論点整理 ②条例素案審議	審議会論点整理
	4月21日	◆第10回自治基本条例策定審議会 10:00～12:00 石垣市役所 第2議会室 ①前回の論点整理 ②条例素案審議	審議会論点整理
	4月23日	◆石垣市自治基本条例素案 ①パブリックコメント開始	
	5月1日	◆第11回自治基本条例策定審議会 16:00～ 石垣市役所 庁議室 ①前回の論点整理 ②条例素案審議 石垣市自治基本条例策定審議会「石垣自治基本条例の策定について」答申	
	5月18日 ～ 6月21日	条例原案を新聞に寄稿(4回連続)	
	5月22日	◆石垣市自治基本条例素案 ①パブリックコメント終了	
	7月8日	第1回石垣市自治基本条例審査特別委員会 10:00～12:02 石垣市健康福祉センター	会議の要旨
	7月14日	第2回石垣市自治基本条例審査特別委員会 10:00～11:08 石垣市健康福祉センター	会議の要旨
	8月12日	意見交換アンケート中間結果 条例の必要性について「必要である」が55%、「一応必要とは思う」が30%、肯定する意見が8割をこえた。同条例に期待することは「市民参加が明確になる」が33%、「情報共有ができる」が32%、「権利義務が明らか」が30%の3つで9割を超えた。	平成21年8月15日八重山毎日新聞
	10月6日	第3回石垣市自治基本条例審査特別委員会 10:00～11:34 石垣市健康福祉センター 同条例に関するアンケート結果報告 (アンケートは市内13か所で行い321人が回答。条例の必要については89%が必要と回答。 住民投票については「本市の将来を左右する重要なことは住民投票できるべき」が85%を占め、「必要事項はすべて議会で決めるべき」はわずか7%)	会議の要旨 平成21年10月7日八重山毎日新聞 (甲8号証)

石垣市自治基本条例制定過程

年	月日	内容	備考
	10月8日	第4回石垣市自治基本条例審査特別委員会 10:00～11:38 石垣市健康福祉センター	会議の要旨
	11月6日	第5回石垣市自治基本条例審査特別委員会 10:00～11:40 石垣市健康福祉センター	会議の要旨
	11月10日	第6回石垣市自治基本条例審査特別委員会 10:00～11:37 石垣市健康福祉センター	会議の要旨
	11月20日	第7回石垣市自治基本条例審査特別委員会 10:00～11:18 石垣市議会 議場	会議の要旨
	11月24日	第8回石垣市自治基本条例審査特別委員会 10:00～11:23 石垣市健康福祉センター	会議の要旨
	12月14日	第9回石垣市自治基本条例審査特別委員会	
	12月16日	第10回石垣市自治基本条例審査特別委員会 自治基本条例に市長の多選自歟を盛り込んだ修正案を可決	
	12月18日	自治基本条例に市長の多選自歟を盛り込んだ修正案を否決 自治基本条例原案を賛成多数で可決	平成21年12月19日八重山 毎日新聞
2010年 (平成22 年)	4月1日	自治基本条例施行	

石垣市の住民投票直接請求フローチャート

地方自治法74条(住民の条例制定改廃請求権)に基づく
市長に対する『○○の住民投票条例』の制定について直接請求



市長は所定の手続き(選挙管理委員会への事務委託、住民投票の形式確認、投票用紙の記載方法、投票日の設定など)を規則を定め住民投票実施(地方自治法15条1項、石垣市自治基本条例28条4項及び逐条解説・同42条3項)。

住民投票実施のための補正予算が必要であれば、市長は同様に議会に付議、仮に議会で否決された場合でも、市長は再議に付し(地方自治法177条1項)、再度否決された場合、市長は、その経費を予算に計上して支出(地方自治法177条2項)。